

第3章 事業実施想定区域及びその周辺の概況

事業実施想定区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、環境影響評価にあたって必要と考えられる範囲（各図の範囲）を対象に、入手可能な最新の文献及び既存出典により把握した。

自然的状況及び社会的状況の概要を表 3-1 及び表 3-2 に示す。

表 3-1 (1) 自然的状況の概要

<p>3.1.1 気象、大気 質、騒音、振 動その他の大 気に係る環境 の状況</p>	<p>(1) 気象の状況 事業実施想定区域の最寄りの気象観測所として、北東約 7km に下関地方気象台、南西約 13km に八幡地域気象観測所がある。 下関地方気象台の年平均気温は 17.0℃、年平均風速は 3.1m/s、年最多風向は東となっている。同期間の八幡地域気象観測所における年平均気温は 16.6℃、年平均風速は 2.1m/s、年最多風向は南南西となっている。 事業実施想定区域周辺の大気測定局である若松ひびき局における令和 5 年度の風速・風向の観測結果は、年平均風速は 2.4m/s、年最多風向は南南東となっている。</p> <p>(2) 大気質の状況 令和 5 年度における一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）の測定結果によれば、事業実施想定区域周辺の大気質の状況は以下のとおりである。 なお、令和 5 年度における大気汚染に係る苦情は、福岡県で 792 件、このうち北九州市で 42 件となっている。</p> <p>① 二酸化硫黄 一般局における年平均値は 0.001～0.002ppm、1 時間値の最高値は 0.008～0.037ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002～0.004ppm となっており、短期的評価、長期的評価とも全ての測定局で環境基準に適合している。</p> <p>② 二酸化窒素 一般局における年平均値は 0.006～0.013ppm、1 時間値の最高値は 0.043～0.070ppm、日平均値の年間 98%値は 0.014～0.026ppm であり、また、自排局では年平均値は 0.010～0.018ppm、1 時間値の最高値は 0.039～0.061ppm、日平均値の年間 98%値は 0.018～0.031ppm となっており、全ての測定局で環境基準に適合している。</p> <p>③ 一酸化炭素 一般局における年平均値は 0.3ppm、1 時間値の最高値は 1.1～1.5ppm、日平均値の 2%除外値は 0.4～0.5ppm であり、また、自排局では年平均値は 0.3～0.4ppm、1 時間値の最高値は 1.0～1.3ppm、日平均値の 2%除外値は 0.5ppm となっており、短期的評価、長期的評価とも全ての測定局で環境基準に適合している。</p> <p>④ 浮遊粒子状物質 一般局における年平均値は 0.012～0.017mg/m³、1 時間値の最高値は 0.081～0.385mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.027～0.038mg/m³ であり、自排局では年平均値は 0.016～0.020mg/m³、1 時間値の最高値は 0.110～0.128mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.033～0.043mg/m³ となっている。環境基準の適合状況をみると、短期的評価では 1 時間値の超過により若松局及び山の田局が適合していない。長期的評価では全ての測定局で適合している。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>
---	---

表 3-1 (2) 自然的状況の概要

<p>3.1.1 気象、大気 質、騒音、振 動その他の大 気に係る環境 の状況</p>	<p>⑤ 光化学オキシダント 一般局における昼間の1時間値の年平均値は0.028～0.037ppm、昼間の1時間値の最高値は0.081～0.095ppm、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は33～82日であり、また、自排局では昼間の1時間値の年平均値は0.032ppm、昼間の1時間値の最高値は0.091ppm、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数が53日となっており、全ての測定局で環境基準に適合していない。</p> <p>⑥ 微小粒子状物質 一般局における年平均値は8.2～12.0$\mu\text{g}/\text{m}^3$、日平均値の年間98%値は19.1～26.5$\mu\text{g}/\text{m}^3$であり、また、自排局では年平均値は10.1～12.0$\mu\text{g}/\text{m}^3$、日平均値の年間98%値は24.7～27.5$\mu\text{g}/\text{m}^3$となっており、全ての測定局で環境基準に適合している。</p> <p>⑦ 有害大気汚染物質 一般局における年平均値は、ベンゼンが0.54～1.0$\mu\text{g}/\text{m}^3$、トリクロロエチレンが0.011～0.019$\mu\text{g}/\text{m}^3$、テトラクロロエチレンが0.020～0.062$\mu\text{g}/\text{m}^3$、ジクロロメタンが0.65～0.73$\mu\text{g}/\text{m}^3$であった。自排局における年平均値は、ベンゼンが0.67$\mu\text{g}/\text{m}^3$、トリクロロエチレンが0.011$\mu\text{g}/\text{m}^3$、テトラクロロエチレンが0.030$\mu\text{g}/\text{m}^3$、ジクロロメタンが0.63$\mu\text{g}/\text{m}^3$となっており、4物質とも全ての測定局で環境基準に適合している。</p> <p>⑧ ダイオキシン類 一般局における年平均値は0.0066～0.016pg-TEQ/m^3となっており、全ての測定局で環境基準に適合している。</p> <p>⑨ 水銀及びその化合物 一般局における年平均値は2.1～2.3ng/m^3であり、また、自排局では2.3ng/m^3となっており、全ての測定局で年平均値は指針値を下回っている。</p> <p>(3) 騒音の状況 事業実施想定区域に面する一般国道199号における環境基準の適合状況は、戸畑区三六町17では昼間、夜間ともに適合しておらず、その他の測定地点では適合している。 令和5年度における騒音に係る苦情は、福岡県で690件、このうち北九州市で111件となっている。</p> <p>(4) 振動の状況 令和5年度における振動に係る苦情は、福岡県で42件、このうち北九州市で8件となっている。</p> <p>(5) 悪臭の状況 令和5年度における悪臭に係る苦情は、福岡県で344件、このうち北九州市で55件となっている。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>
---	--

表 3-1 (3) 自然的状況の概要

<p>3.1.2 水象、水質、 水底の底質そ 他の水に係 る環境の状況</p>	<p>(1) 水象の状況 事業実施想定区域の前面海域は、東側は関門海峡、北側は洞海湾の湾口部にあたる。 事業実施想定区域周辺の河川としては、河川法の対象となる河川が 4 本ある。その他に河川法の対象外である普通河川の境川や枝光川等がある。</p> <p>(2) 水質の状況 令和 5 年度における事業実施想定区域周辺の水質測定結果によれば、事業実施想定区域周辺の水質の状況は以下のとおりである。 なお、令和 5 年度における水質汚濁に係る苦情は、福岡県で 249 件、このうち北九州市で 19 件となっている。</p> <p>① 海域 生活環境項目は、回次ごとにみると溶存酸素量 [DO]、全窒素 [T-N] の環境基準値を超過した検体が一部にあるが、全ての測定地点で環境基準に適合している。 健康項目は、全ての測定地点で環境基準に適合している。 事業実施想定区域の周辺の海域におけるダイオキシン類は、全ての測定地点で環境基準に適合している。 水温は、上層水温は 9.5~31.0℃、下層水温は 9.5~30.5℃、底層水温は 10.5~31.0℃の範囲にあり、地点間に明確な差はなく、概ね 8 月に最高、2 月に最低となる季節変化を示している。</p> <p>② 河川 生活環境項目は、ほとんどの項目が環境基準に適合しているが、板櫃川・新港橋では大腸菌数が不適合となっている。 健康項目は、ふっ素及びぼう素を除き全ての測定地点で環境基準に適合している。 ダイオキシン類は、全ての測定地点で環境基準に適合している。</p> <p>③ 地下水 健康項目は、北鳥旗町で PFOS 及び PFOA が指針値を超過している。 ダイオキシン類は、環境基準に適合している。</p> <p>④ 水底の底質 有害物質等項目（溶出試験）の水底土砂の判定基準の適合状況によれば全ての測定地点で適合している。 ダイオキシン類は、環境基準に適合している。</p>
<p>3.1.3 土壌及び地盤 の状況</p>	<p>(1) 土壌の状況 令和 5 年度におけるダイオキシン類の測定結果によれば、全ての測定地点で環境基準に適合している。 令和 5 年度における土壌汚染に係る苦情は、福岡県で 5 件であり、北九州市では苦情の発生はない。</p> <p>(2) 地盤の状況 令和 5 年度における地盤沈下に係る苦情は、福岡県で 1 件であり、北九州市では発生していない。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

表 3-1 (4) 自然的状況の概要

<p>3.1.4 地形及び地質 の状況</p>	<p>(1) 地形の状況 事業実施想定区域は洞海湾口から紫川河口一帯の関門海峡に面した広大な埋立地であり、その埋立地と帯状に分布する臨海低地部は北九州市臨海部に広がる工業地域の一部である。埋立地に隣接する低地は中小の河川による三角州低地や扇状地低地からなり、低地部に台地が複雑に入り組んだ地形に市街地が発達している。市街地の背後には山麓地や中起伏山地が広く分布している。 事業実施想定区域の前面海域の海底地形は、沖合では水深約 10～20m であるが、北九州市側では水深が 10m よりも浅い場所がある。 事業実施想定区域の前面海域の海底底質は、主に石となっており、所々に砂及び泥がみられる。沖合には岩が分布している場所がある。</p> <p>(2) 地質の状況 事業実施想定区域の地質は「盛り土・埋立地・干拓地」となっており、周辺の地質は、「盛り土・埋立地・干拓地」、「谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物」、「汽水成層ないし海成・非海成混合層砂岩、砂岩泥岩互層ないし砂岩・泥岩」、「段丘堆積物」等が分布している。 事業実施想定区域及びその周辺の表層土壌は、未区分地の「人工改変地、市街地」が広く分布している。 事業実施想定区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しない。</p>
<p>3.1.5 動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況</p>	<p>(1) 動物の生息状況 1) 動物相の概要（陸域） 文献その他の資料によれば、事業実施想定区域が位置する北九州市（小倉北区、戸畑区、若松区、門司区）には、哺乳類 19 種、鳥類 162 種、爬虫類 13 種、両生類 15 種、昆虫類 259 種が確認されている。</p> <p>2) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域） ① 動物の重要な種 事業実施想定区域及びその周辺における動物の重要な種として、哺乳類 5 種、鳥類 97 種、爬虫類 6 種、両生類 10 種、昆虫類 85 種が確認されている。 ② 動物の注目すべき生息地（陸域） 動物の注目すべき生息地として、事業実施想定区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において指定された鳥獣保護区（足立山鳥獣保護区、石峰山鳥獣保護区）及び「都市緑地法」において指定された特別緑地保全地区（夜宮特別緑地保全地区、番所跡特別緑地保全地区）がある。</p> <p>3) 動物相の概要（海域） ① 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域） 文献その他の資料によれば、事業実施想定区域及びその周辺において、魚類 24 種、軟体動物 102 種、節足動物 14 種及びその他 3 種の計 143 種が確認されている。 事業実施想定区域の周辺の海域における注目すべき生息地として、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「響灘南部」が確認されている。 (次ページに続く)</p>

表 3-1 (5) 自然的状況の概要

<p>3.1.5 動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況</p>	<p>(2) 植物の生育状況</p> <p>1) 植物相及び植生の概要（陸域）</p> <p>① 植物相 文献その他の資料によれば、事業実施想定区域及びその周辺の植物相としてシダ植物 103 種、種子植物 348 種の計 451 種が確認されている。</p> <p>② 植生 事業実施想定区域及びその周辺は、主に工場地帯、造成地、開放水域等となっており、一部に路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地等の草地、シイ・カシ二次林等の樹林地が分布している。</p> <p>2) 重要な種及び重要な群落の概要（陸域）</p> <p>① 重要な種 事業実施想定区域及びその周辺において、シダ植物 6 種、種子植物 88 種が確認されている。</p> <p>② 重要な群落 事業実施想定区域及びその周辺において重要な群落は確認されていない。</p> <p>③ 巨樹、巨木林 事業実施想定区域及びその周辺における巨樹、巨木林として、ハゼが確認されている。</p> <p>3) 植物相の概要（海域）</p> <p>① 重要な種（海域） 文献その他の資料によれば、事業実施想定区域の周辺の海域において確認された学術上又は希少性の観点から海域の植物の重要な種として、スジアオノリがある。</p> <p>② 干潟・藻場・さんご礁 事業実施想定区域の周辺の海域における藻場として、事業実施想定区域の北側に位置する関門海峡を隔てた山口県域にガラモ場等が分布している。 なお、事業実施想定区域の周辺の海域には干潟及びさんご礁は確認されていない。</p> <p>(3) 生態系の状況 事業実施想定区域の周辺は、主に工場地帯、造成地が占めており、一部に路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地等の草地、シイ・カシ二次林等の樹林地が分布している。このような場所には、下位の消費者であるアオイトトンボ、トノサマバッタ、モンキチョウ等の昆虫類、中位の消費者であるニホンアマガエル、ヌマガエル等の両生類、キジバト、ヒバリ、ホオジロ、セッカ等の鳥類、ハタネズミ等の小型哺乳類、上位の消費者であるシマヘビ等の爬虫類、タヌキ等の中型哺乳類及びサシバ、ノスリ、ハヤブサ等の猛禽類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。 (次ページに続く)</p>
---	---

表 3-1 (6) 自然的状況の概要

<p>3.1.6 景観及び人と 自然との触れ 合いの活動の 場の状況</p>	<p>(1) 景観の状況</p> <p>1) 主要な眺望点 事業実施想定区域周辺の主要な眺望点として、「日明・海峡釣り公園」、「戸畑親水緑地」などがある。</p> <p>2) 景観資源 事業実施想定区域及びその周辺の景観資源として、関門海峡など 9 か所が認められる。</p> <p>(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 事業実施想定区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場として、「日明・海峡釣り公園」、「櫓山荘公園」、「戸畑親水緑地」などがある。</p>
--	--

表 3-2 (1) 社会的状況の概要

<p>3.2.1 人口及び産業の状況</p>	<p>(1) 人口の状況 北九州市の人口は90万人を超えるが、令和2年から令和6年の期間では一貫して漸減傾向にある。</p> <p>(2) 産業の状況 北九州市における産業別就業者数は、第1次産業が2,751人(0.7%)、第2次産業が93,037人(24.1%)、第3次産業が290,435人(75.2%)であり、第3次産業の就業者数の割合が最も大きくなっている。工業分野の年間製造品出荷額は、約2兆1,099億円となっている。</p>
<p>3.2.2 土地利用の状況</p>	<p>北九州市の総面積は24,247.7haである。事業実施想定区域及びその周囲約2~3kmの範囲は、都市計画法に基づく用途地域の指定において工業専用地域に指定されている。</p>
<p>3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p>	<p>(1) 河川及び湖沼 北九州市の上水道の水源は今川、山国川、紫川、遠賀川の4水系であり、1日あたりの取水量の合計は769,000m³/日に及ぶ。</p> <p>(2) 海域 事業実施想定区域の周辺海域は、「港湾法」に基づく北九州港港湾区域に指定されている。関門海峡は関門航路に指定されている。 事業実施想定区域の周辺の海域には共同漁業権が設定されている。</p> <p>(3) 地下水 北九州市域には飲用、生活用水、工業用水等に供されている井戸がある。</p>
<p>3.2.4 交通の状況</p>	<p>(1) 陸上交通 事業実施想定区域周辺では一般国道199号の交通量が最も多く、平成27年度における調査結果によれば24時間交通量は45,380台/日であった。</p> <p>(2) 海上交通 事業実施想定区域が面する北九州港は、国際貿易港及び国内物流の拠点港として九州・山口地域の人々の生活や産業、経済を支える大切な役割を担っている。また、事業実施想定区域の周辺にある漁港として、51隻の漁船が所属する平松漁港がある。</p>
<p>3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況</p>	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が分布している。学校等は59施設、福祉施設は27施設、病院等は20施設が立地する。</p> <p>事業実施想定区域の最寄りの配慮が特に必要な施設として、事業実施想定区域の南側約3.3kmには特別養護老人ホームの「ソレイユ北小倉」が、約3.8kmには診療所(有床)の「安藤整形外科医院」が、約3.4kmには「真颯館高等学校」がある。</p>
<p>3.2.6 下水道の整備の状況</p>	<p>令和5年3月時点で、北九州市の下水道普及率は99.9%となっている。</p>
<p>3.2.7 廃棄物の状況</p>	<p>(1) 一般廃棄物の状況 北九州市の一般廃棄物の総排出量は391,974tで、最終処分量は39,649t、リサイクル率は25.0%となっている。</p> <p>(2) 産業廃棄物の状況 北九州市の産業廃棄物の発生量は6,078千tで、そのうち減量化量は1,843千t、最終処分量は308千tとなっている。</p> <p>事業実施想定区域のある北九州市及び北九州市に隣接する市町における産業廃棄物処理事業者は、中間処理事業者が243、最終処分事業者が4、中間処理及び最終処分が6存在している。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>

表 3-2 (2) 社会的状況の概要

<p>3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p>	<p>(1) 公害関係法令等</p> <p>1) 環境基準等</p> <p>① 大気汚染 大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき全国一律に定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」 ・「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 </p> <p>② 騒音 騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき地域の類型や区分別に定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」 </p> <p>③ 水質汚濁 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準が全国一律に定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準が水域の類型別に定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準」 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準」 </p> <p>④ 土壌汚染 土壌汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき全国一律に定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」 </p> <p>⑤ ダイオキシシン類 ダイオキシシン類に係る環境基準は、「ダイオキシシン類対策特別措置法」に基づき項目ごとに定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 </p> <p>2) 規制基準等</p> <p>① 大気汚染 「大気汚染防止法」等により、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準が定められている。 「北九州市公害防止条例」では、「大気汚染防止法」の規制が適用されない施設等に適用範囲を拡大して排出基準等が定められている。</p> <p>② 騒音 騒音については、「騒音規制法」に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と、自動車騒音に係る要請限度が定められている。</p> <p>③ 振動 北九州市では、「振動規制法」に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請限度が定められている。</p> <p>④ 悪臭 悪臭については、「悪臭防止法」に基づく規制基準が定められている。北九州市は全域が規制地域に指定されている。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>
---	---

表 3-2 (3) 社会的状況の概要

<p>3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p>	<p>⑤ 水質汚濁 水質汚濁については、「水質汚濁防止法」に定められた特定施設及び指定地域特定施設並びに「北九州市公害防止条例」(昭和46年北九州市条例第54号)に定められた指定施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)からの排出水に対して、排水規制及び総量規制が行われている。 福岡県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、水質汚濁防止法特定事業場を対象に上乘せ排水基準が定められている。</p> <p>⑥ 水底の底質 水底の底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)により、水底の土砂に係る判定基準が定められている。</p> <p>⑦ 土壌汚染 土壌汚染に関しては、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく土壌溶出量基準及び土壌含有量基準が定められている。</p> <p>⑧ 地盤沈下 事業実施想定区域及びその周辺には、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく、地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。</p> <p>⑨ 廃棄物 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により、排出する事業者が自らの責任において適正に処理することが定められている。</p> <p>⑩ ダイオキシシン類 ダイオキシシン類については、「ダイオキシシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準等が定められている。</p> <p>⑪ 特定化学物質 特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量の届出が義務付けられている。</p> <p>⑫ 残土 「建設副産物適正処理推進要綱」により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。</p> <p>⑬ 温室効果ガス 二酸化炭素等の温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。 (次ページに続く)</p>
---	--

表 3-2 (4) 社会的状況の概要

<p>3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p>	<p>3) その他環境保全計画等 環境保全に関して、福岡県又は北九州市が策定し取り組みを進める各種計画等として以下の計画がある。 「北九州地域公害防止計画」、「北九州市環境基本計画」、「北九州市地球温暖化対策実行計画」、「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」、「北九州市緑の基本計画」、「北九州市都市景観条例」、「北九州市景観づくりマスタープラン、北九州市景観計画」、「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」</p> <p>(2) 自然関係法令等</p> <p>1) 自然保護関係</p> <p>① 自然公園法等に基づく自然公園 事業実施想定区域及びその周辺には「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園及び「福岡県立自然公園条例」に基づく県立自然公園は存在しない。</p> <p>② 自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域 事業実施想定区域及びその周辺には、「自然環境保全法」に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。また、「福岡県環境保全に関する条例」及び「福岡県自然海浜保全地区条例」に基づく自然環境保全地域は存在しない。</p> <p>③ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区 事業実施想定区域及びその周辺には「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区がある。</p> <p>④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産地域 事業実施想定区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく自然遺産地域は存在しない。</p> <p>⑤ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区 事業実施想定区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区は存在しない。</p> <p>⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により登録された湿地 事業実施想定区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」により登録された湿地は存在しない。</p> <p>⑦ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区 事業実施想定区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区及び県指定特定猟具（銃器）使用禁止区域が存在している。</p> <p>2) 文化財関係</p> <p>① 史跡・名勝・天然記念物 事業実施想定区域及びその周辺には、「文化財保護法」、「福岡県文化財保護条例」、「北九州市文化財保護条例」に基づく史跡・名勝・天然記念物に指定された場所がある。</p> <p>② 周知の埋蔵文化財包蔵地 事業実施想定区域及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地として「境鼻番所跡」や「洲口番所」等が存在している。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>
---	--

表 3-2 (5) 社会的状況の概要

<p>3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容</p>	<p>3) 景観関係 ① 都市計画法に基づく風致地区及び景観法並びに北九州市都市景観条例により指定されている地区 事業実施想定区域及びその周辺は、「都市計画法」に基づく風致地区及び「北九州市都市景観条例」に基づく景観形成誘導地区に指定されている。</p> <p>4) 国土防災関係 ① 森林法に基づく保安林 事業実施想定区域及びその周辺には「森林法」に基づく保安林は存在しない。</p> <p>② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 事業実施想定区域及びその周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定された場所がある。</p> <p>③ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 事業実施想定区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定された場所がある。</p> <p>④ 砂防法に基づく砂防指定地 事業実施想定区域及びその周辺には、「砂防法」に基づく砂防指定地は存在しない。</p> <p>⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域 事業実施想定区域及びその周辺には、「海岸法」に基づく海岸保全区域は存在しない。</p> <p>⑥ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく対象区域 事業実施想定区域及びその周辺は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく宅地造成等工事規制区域に指定されている。</p>
---	--

(空白のページ)